

令和 4 管理年度以降の配分に係る検討の方向性について（案）

令和 3 年 10 月 12 日

水 産 庁

I. 背景・経緯

(1) 本年 10 月 5 日～7 日の WCPFC 北小委員会において、以下の内容で合意が得られた。

- ① 大型魚の漁獲枠 15%増
- ② 漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を漁獲枠の 17%とする特例措置を 3 年間延長すること
- ③ 小型魚漁獲枠の大型魚への振替を継続的な措置とすること
- ④ 今後 3 年間、小型魚の漁獲枠の 10%を上限（約 400 トン）として 1.47 倍を乗じて振り替えることを可能とすること

(2) これらの措置が本年 12 月 1 日から 12 月 7 日の WCPFC 年次会合において採択されるかどうかについては、依然として予断を許さない。

従って、令和 4 管理年度の配分については、

- ① WCPFC で増枠が採択されなかった場合は、従来の方法を踏襲せざるを得ない。
- ② 一方で、仮に採択された場合は、以下 II の方向で検討してはどうか。

II. 検討の方向性（案）

1 小型魚から大型魚へのシフトについて

- (1) 継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能量をシフトさせる。
- (2) 小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替える場合に適用される 1.47 倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量を 400 トン以上を目指す。

2 大型魚増枠実現後の配分のあり方について

下記 (1) 及び (2) により増加する大型魚の漁獲可能量の各管理区分への配分に当たっては、大型魚に係る現状の配分が、管理措置の基準年である 2002 年から 2004 年までの平均漁獲実績よりも少なくなっている管理区分があること、及び毎年 WCPFC の資源評価に用いるデータを得るために留保から配分している数量があることに留意する。

- (1) 大型魚漁獲可能量 15%増（732 トン増）

- (2) 換算率 1.47 倍が適用される小型魚から大型魚への振替による増（上限 400 トンまで振替えた場合、188 トン割増された 588 トン）

3 留保について

現在、小型魚 250 トン、大型魚 50 トンを基本としている国が留保する数量について、以下を考慮して見直す。

- ① 法に基づく数量管理開始以降、融通制度の普及や数量管理への理解促進等により、小型魚、大型魚ともに大幅な漁獲可能量超過を起こしておらず、漁業における漁獲可能量超過リスクが低減していること
- ② 小型魚においては、相当量の未利用が発生していること
- ③ 本年 6 月から、広域漁業調整委員会による規制に基づき、遊漁により採捕された大型魚の数量報告が義務化され、8 月下旬までに約 20 トンの報告があるなど、漁獲可能量制度の下での遊漁による大型魚の採捕の位置づけ、扱いについて整理する必要性が生じていること

4 前管理年度未利用分等を原資とする追加配分について

上記の検討、見直しを行った結果、当初配分のあり方を変更する場合には、その変更の内容に合わせて、前管理年度未利用分の繰越し等を原資とする追加配分のあり方についても見直す。

第5 管理期間以降の配分の基本的考え方

	基本的考え方	都道府県ごとの配分	留保の配分				
			配慮すべき事項	資源評価に用いるデータへの配慮	未利用分の繰越しの取扱い		
小型魚	WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。	漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2010-12年(平成22-24年)を基準	<ul style="list-style-type: none"> 留保は、まき網漁業の配分量から捻出(250トン) 過去の沿岸漁業等の漁獲枠の超過数量と比較して国の留保の数量が多くないことから、超過リスクを考慮すれば、留保の数量がさらに増えなければ留保枠から配分することは困難 	一部地域のひき縄漁業(加入量の指標算出に使用)に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分	資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができる	我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保 この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行う	小型魚は沿岸漁業を優先して配分
大型魚		漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2015-17年(平成27-29年)の4月から翌年3月の漁獲実績を基準	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量(留保)に加え、大臣管理量、知事管理量とも実績に基づく配分量から約1割を留保 管理体制が整うまでの当分の間は、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う 都道府県の直近3か年の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分 配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分 混獲が想定される漁業種類(かじき等流し網漁業)に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分 	はえ縄漁業(近海かつお・まぐろ漁業)(親魚資源量の指標算出に使用)に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分			大型魚は沿岸漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分